

道づくり通信 第4号

『一般県道 境木島大間々線 歩道整備事業』について、
 前回お示した2つの比較案の中から、**整備計画案を決定**しました。

3月16日(月)に下区民センター、17日(火)に新町コミュニティー・センター、18日(水)に東町会議所にて第4回道づくり会議を開催し、地域の皆様に参加していただきました。会議では事業経緯の説明を行い、アンケートやこれまでの道づくり会議の意見、事業主旨を踏まえ決定した整備計画について、南工区の平面図及び横断面図(整備イメージ図)をお示し、その内容について説明しました。なお、説明会でお示した平面図(整備イメージ図)につきましては、伊勢崎土木事務所でご覧いただけますので、閲覧を希望される方はお越しください。今後、現地の測量や調査及び詳細設計を行いますので、ご協力をお願いいたします。

質疑応答コーナー【抜粋】

- Q: 現在県道に水道管が入っていないが、今回の事業で県道に入るのか。
 A: 水道は伊勢崎市管理のため市の判断となるが、本事業内容やスケジュール等伝えている。
 Q: 若竹保育園の東側の変則信号交差点がとても危なく、事故が多いので改善してほしい。
 A: 県道と交差する道路は市道であるため、市と協議している。
 Q: 大雨が降ると、県道が川のようになる。今回の事業で県道の排水も良くなるのか。
 A: 今回の事業で、県道の排水計画や側溝の大きさも検討する。
 Q: 補償について、家が当たる場合、構外移転となるのか。現地で再建となるのか。
 A: 建物等の調査後にならないと判断できないため、調査までお待ちください。
 Q: 家がどのくらい影響するのは、いつわかるのか。
 A: 南工区については、令和10年頃ご協力いただきたい土地をお持ちの方と隣接の方に土地の境界立会をお願いする予定である。その際、ご協力いただきたい土地の範囲も一緒に説明したいと考えている。
 Q: これからリフォームする場合、補償はどうなるのか。
 A: 建物等の調査時の現在価値分の再築費及び撤去費などで補償させていただきます。

※検索サイトで「よくわかる公共事業」で検索するか、以下のQRコードからご覧いただけます。

よくわかる公共事業 🔍



詳しくはHPで

【これまでの経過】

	群馬県	お知らせ	皆様の参加の場
2月			第1回道づくり会議 (済)
3月		道づくり通信(第1号) (済)	アンケート調査の実施 (済)
4月	アンケート結果をまとめ、「事業に関して配慮する事項」について整理します。		アンケート回答 (済)
5月			
6月			第2回道づくり会議 (済)
7月		道づくり通信(第2号) (済)	
8月	第2回道づくり会議の意見を踏まえ、県が整理した複数の比較案とその評価について整理します。		
9月			
10月			
11月			
12月			第3回道づくり会議 (済)
令和8年1月		道づくり通信(第3号) (済)	
2月			
3月		今回	第4回道づくり会議 (済)
4月		道づくり通信(第4号)	

■今後の予定 (南工区)

- 現地測量・詳細設計 (令和9年3月まで)
- 説明会 (令和9年1月ごろ)
- 都市計画変更手続きなど (~令和10年3月)
- 用地の測量・境界立会い・建物等の調査 (令和10年ごろ~)
- 用地・補償契約のお願い (令和10年度以降)
- 埋蔵文化財発掘調査 (令和11年度以降)
- 工事着手 (令和11年度以降)

※予定のため、前後することがあります。

■発行／お問い合わせ ■

群馬県伊勢崎土木事務所 (担当: 工務第二係 青木、荒木)

〒372-0007 伊勢崎市安堀町247-1

TEL: 0270-25-4010(代) FAX: 0270-21-1046 E-mail: isesakido@pref.gunma.lg.jp

一般県道 境木島大間々線（東小保方町工区）歩道整備事業の整備計画をまとめました

第3回道づくり会議でお示した2つの比較案について、アンケート結果から設定した「歩道整備を実施するにあたり6つの配慮する観点」を基に、これまでの道づくり会議の意見や学校・市役所での聴き取り、事業主旨を踏まえ、整備計画案を【**自転車道+両側歩道案**】に決定しました。

歩道整備を実施するにあたり 6つの配慮する観点

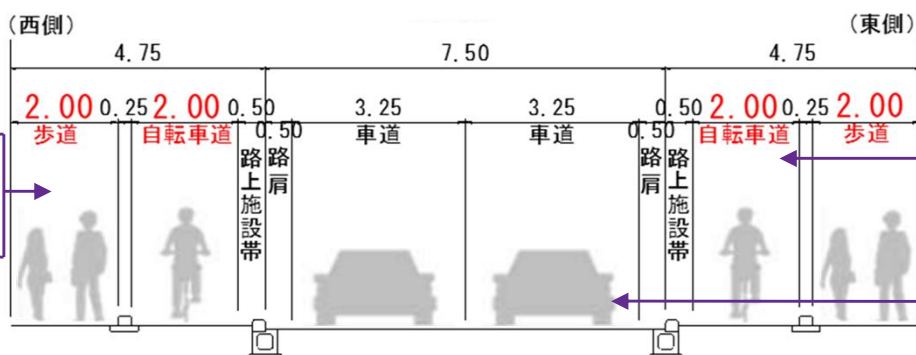
1. 歩行者の安全を確保する
2. 自転車の安全を確保する
3. 自動車の安全を確保する
4. 見通しを良くする
5. 移動を快適にする
6. 生活環境を守る

「6つの配慮する観点」に基づいた整備計画の考え方

- 両側に歩道(幅2.0m)を整備する
- 道路の両側に自転車道(幅2.0m)を整備する
- 車道拡幅及び自転車道整備で自動車と自転車を分離する
- 両側に歩道、自転車道を整備し、道路を広くする
- 車道を拡幅(2.75m→3.25m)する
- 両側歩道整備で歩行者が安心して移動できるようにする

■整備計画（一般部）

計画幅 約17.00m



歩行者の安全を確保するため、歩道を整備します

生活環境を守るため、両側歩道で歩行者が安心して移動できるようにします

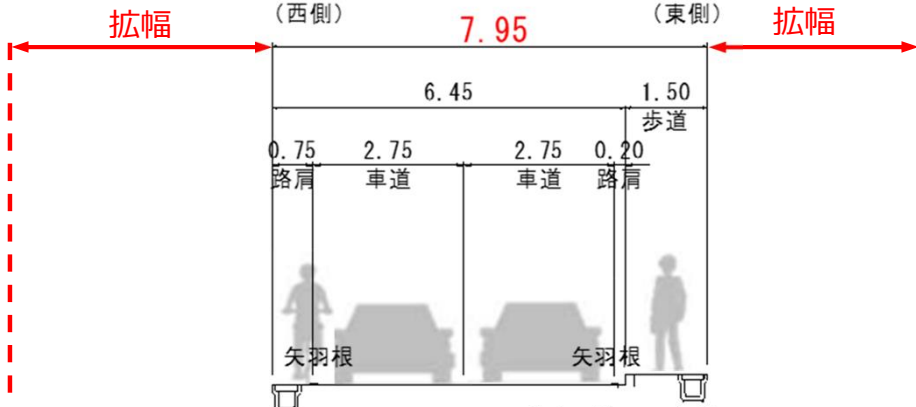
見通しを良くするため、道路を広くします

自転車の安全を確保するため、自転車道を整備します

自動車の安全を確保するため、自動車と自転車を分離します

移動を快適にするため、車道を拡幅します

■現況



※道路の線形を改善するため、場所によって東西の拡幅量は異なります。

※今後の検討の結果、拡幅量は増減する可能性があります。



北工区については、南工区の工事の進捗を見ながら計画を進めていきます。



※南工区の事業計画線入りの平面図は伊勢崎土木事務所で閲覧可能です。